

# 地方独立行政法人秋田県立病院機構中期目標（案）について

県立病院改革推進室

## 1 中期目標の策定（地方独立行政法人法第25条）

(1) 知事は、地方独立行政法人（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを法人に指示するとともに、公表する。

(2) 策定にあたっては、知事は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### (3) 規定すべき事項

中期目標の期間

住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

業務運営の改善及び効率化に関する事項

財務内容の改善に関する事項

その他業務運営に関する事項

## 2 中期目標（案）

別紙のとおり

## 3 今後のスケジュール

平成20年12月中旬から平成21年1月中旬

平成21年1月中

平成21年2月定例会

パブリックコメントの実施

評価委員会からの意見聴取

議案の上程

(別紙)

## 地方独立行政法人秋田県立病院機構中期目標(案)

### 前 文

秋田県立脳血管研究センター(以下「脳研センター」という。)は、脳卒中の専門研究医療機関として、臨床・研究の両面において成果を上げ、国内外から高い評価を得るとともに、その成果を県民へ還元し、救急医療を含めた質の高い専門的な政策医療を提供し、医学の進歩と県民医療の向上にその役割を果たしてきた。

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター(以下「リハセン」という。)は、県民の身体や心に生じた障害の軽減及び悪化の予防のため、リハビリテーション医療と精神医療の分野で高度で専門的な医療を提供し、両分野における県の中核的医療機関として、患者の早期社会復帰の促進にその役割を果たしてきた。

急速な高齢化の進展やそれに伴う疾病構造の変化、社会環境の変化に伴うストレスの増加、国民生活や意識の変化などにより、今後も、脳卒中患者の増加や認知症及び精神疾患の患者の増加が予想され、両病院に対する県民からの期待と信頼は益々大きくなっている。

一方、全国的な医師不足や国の医療制度改革による医療提供体制の変化のほか、県財政の逼迫など、県立病院を取り巻く状況は厳しさを増しており、こうした中で県民に質の高い医療を継続して安定的に提供していくことが喫緊の課題となっている。

そのため、県立病院を、自己決定・自己責任の下、医療や経済情勢など社会の変化に迅速に対応できる運営体制に改める必要があり、新たに地方独立行政法人秋田県立病院機構(以下「病院機構」という。)を設立することとした。

このことにより、病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自立性・機動性・透明性の高い病院経営に努め、秋田県の中心的、かつ、指導的な立場として、県内の医療水準の向上と、秋田県医療保健福祉計画の基本理念である「みんなが安心して活躍できる健康長寿社会の実現」を共通の目標とし、もって、県民の健康維持及び増進に寄与することを期待する。

### 第1 中期目標の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

### 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

病院機構は、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

病 院 名	基 本 的 な 機 能
脳 研 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"><li>・脳卒中に関する調査及び研究に関すること。</li><li>・脳卒中医療に関すること。</li><li>・救急医療に関すること。</li><li>・災害医療に関すること。</li></ul>
リ ハ セ ン	<ul style="list-style-type: none"><li>・脳卒中、脊髄損傷、骨折等の回復的リハビリテーション医療に関すること。</li><li>・認知症の治療、生活機能の向上、社会資源の利用等の総合的取り組みに関すること。</li><li>・精神障害者の医療、保護並びに精神科救急医療に関すること。</li></ul>

## 1 質の高い医療の提供

病院機構は、県立病院として担う政策医療を安定的に提供するとともに、県民、患者・家族の視点に立ってより安心して信頼できる医療サービスの提供に努めること。

### (1) 政策医療の提供

本県の中心的な病院として「脳卒中」「リハビリテーション医療」及び「精神医療」に関する高度で、専門的で、最新の医療に加え、三次救急医療など、県立病院として求められる政策医療を提供すること。

### (2) 医療従事者の確保・育成

医療機能を維持するため、医療従事者の確保に努めるとともに、研修等の充実により優秀な医療従事者の育成に努めること。

### (3) 県民、患者・家族の視点に立った医療サービスの提供

県民、患者・家族の視点に加え、患者の権利を尊重することにより、信頼される医療サービスを提供すること。

### (4) より安心して信頼される医療の提供

医療安全対策等を徹底することにより、より安心して信頼される医療を提供すること。

## 2 医療に関する調査及び研究

脳研センターは、臨床に応用できる研究を主体に取り組んでいくとともに、脳卒中の研究と治療の高度化により県内の脳卒中医療水準の向上と均てん化を図ること。

## 3 医療に関する地域への貢献

本県の中心的な病院として、他の医療機関との連携強化により地域医療・保健・福祉に貢献するとともに、県民の医療や健康に関する情報提供発信に努めること。

## 4 災害時における医療救護等

平時から関係機関との連携を図り、災害発生時における円滑な医療救護活動に取り組むこと。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

### 1 効率的な運営体制の構築

医療の安定的な提供、さらなる経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

### 2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるため、病院経営に携わる事務部門の職員の確保と育成に努めること。

### 3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、創意工夫しながら、収入の確保、費用の節減に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

さらなる経営改革を進めることにより、中期目標期間内に経常収支比率を100%以上とすること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、適切に実施すること。

### 2 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。

また、第1期中期目標期間において、人事評価システム、業績や勤務成績を反映した給与制度の導入の可否を検討すること。

### 3 職員の就労環境の整備

職員にとって良好な就労環境の整備に努めること。

### 4 法人が負担する債務の償還

地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を承継し、秋田県に対し、その債務の償還を確実にを行うこと。